

川 東 浄 水 場 更 新 事 業

優 先 交 渉 者 選 定 基 準

令和6年6月

都城市上下水道局

－ 目 次 －

1. 本書の位置付け	1
2. 審査方式	1
3. 事業者選定の手順	2
3.1 事業者選定フロー	2
3.2 各審査の内容	3
3.2.1 参加表明者の審査	3
3.2.2 第1次技術提案書の確認	3
3.2.3 技術対話の実施	3
3.2.4 提案書類の審査	4
3.2.5 優先交渉者の選定	4
3.2.6 事業者の選定	5
4. 総合評価点の内容	5
4.1 評価点	5
4.2 技術提案内容の審査項目及び配点	5
4.3 技術提案内容の審査項目の得点化方法と技術審査点	8
4.4 提案価格の得点化方法	9

1. 本書の位置付け

本事業者選定基準は、都城市上下水道局（以下「市」という。）が設計・施工（改修含む）一括発注方式（DBR方式）により発注する川東浄水場更新事業（以下、「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下、「事業者」という。）を選定するための基準を定めたものであり、応募希望者を対象に交付する募集要項等と一体のものである。

2. 審査方式

本事業は、民間企業の技術力・ノウハウ等を総合的に評価して選定することが必要であることから、事業者の選定にあたっては「都城市プロポーザル方式等の実施に関する要綱」の第3条第2号の規定に基づく公募型プロポーザル方式を採用し、提案価格並びに技術提案に係る非価格要素を含めた総合的な評価により選定する。

3. 事業者選定の手順

3.1 事業者選定フロー

本事業における事業者の選定は、次の手順で実施する。

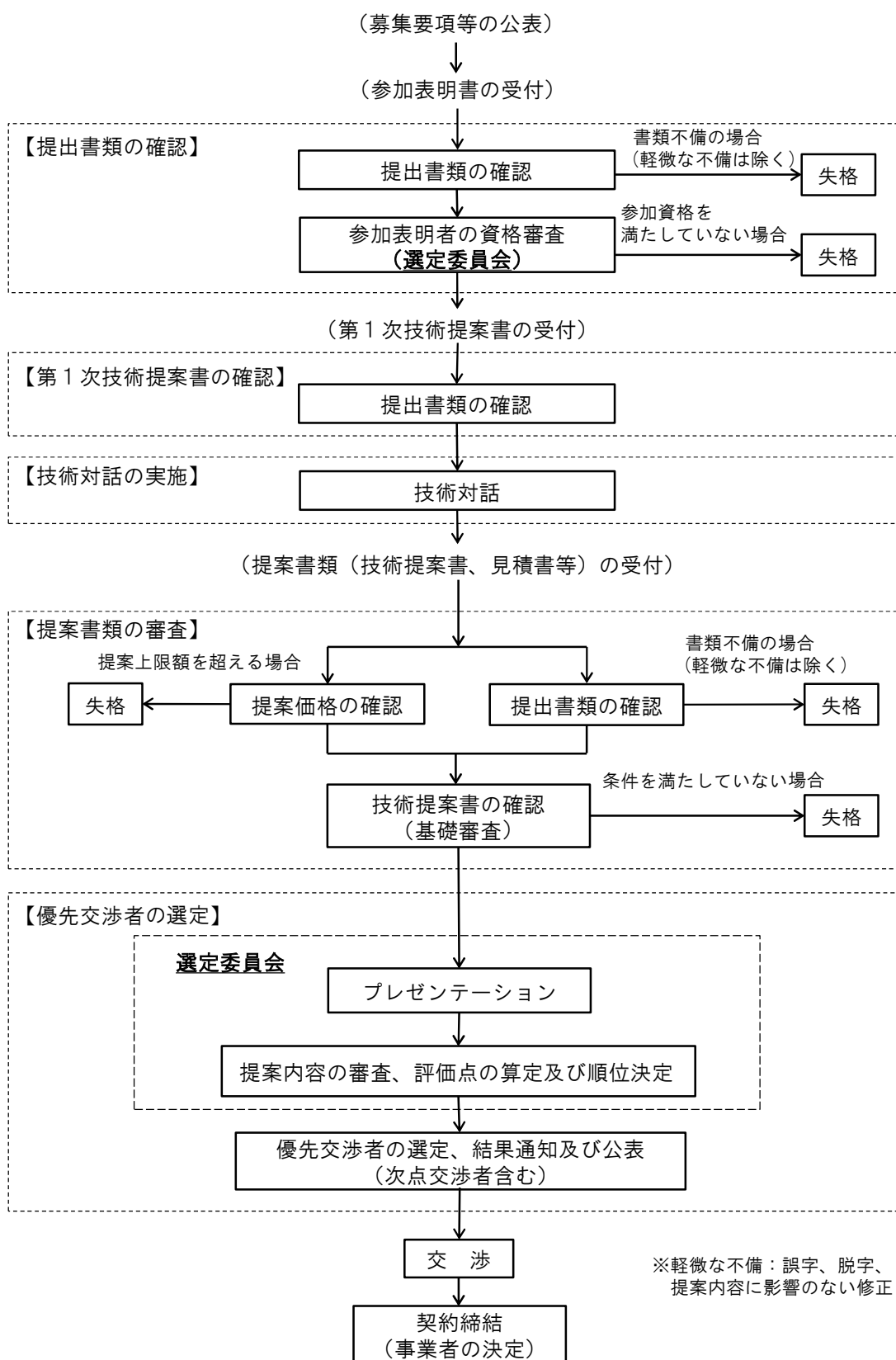


図 3.1.1 事業者選定のフロー

3.2 各審査の内容

3.2.1 参加表明者の審査

参加表明者の審査では、参加者から提出された参加表明書をもとに、参加資格要件について確認する。参加資格要件を満たしていない場合、当該参加者は失格とする。

(1) 資格確認申請時における提出書類の確認

市は、参加者から提出された参加表明書について、募集要項にて求めた提出書類が全て揃っていることを確認する。書類不備がある場合は失格とする。ただし、軽微な不備は除く。

(2) 参加表明者の審査

「川東浄水場更新事業に係る事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）は、参加者が募集要項で規定する本事業を実施するために必要な資格を有していることを確認する。参加資格を確認できない場合は失格とする。

3.2.2 第1次技術提案書の確認

(1) 提出書類の確認

市は、参加資格要件を満たすことが確認できた応募者（以下「応募者」という。）の第1次技術提案書について、必要な提案書類が全て揃っていることを確認する。

(2) 提案内容の確認

市は、第1次技術提案書の内容について確認を行う。

3.2.3 技術対話の実施

(1) 技術対話

本事業に対する市の求める要求事項等について、応募者の理解度を測り、それを深めることで、市の意図する技術提案を得ることを目的とし、第1次技術提案書を基に、市と応募者の間で技術対話を実施する。

技術対話においては、第1次技術提案書の概要、特徴について説明を求めるとともに、不明点等について質疑応答を行う。

3.2.4 提案書類の審査

提案書類の審査では、提案書類及び提案価格を確認した後、基礎審査及び提案内容の審査を行う。技術提案書の確認（基礎審査）において、応募者の提案内容が要求水準を明らかに満たしていない場合、当該応募者は失格とする。

(1) 提出書類の確認

市は、応募者に求めた提出書類が全て揃っていることを確認する。書類不備がある場合は失格とする。ただし、軽微なものについてはこの限りではない。また、内容に不明な点や疑義がある場合は、追加資料の提出を求める場合がある。

(2) 提案価格の確認

市は、応募者が提出する提案価格書に記載された提案価格が、提案上限額以下であることを確認する。提案上限額を超えている場合は失格とする。

(3) 技術提案書の確認（基礎審査）

市は、提案価格が提案上限額以下である応募者を対象として、以下を確認する。これらの条件を満たしていない場合は失格とする。

(ア) 要求水準達成の確認

提案内容が要求水準書に定められた要求水準を満たしていること。

(イ) 提案価格の算出根拠の確認

提案価格の算出根拠が明示され、各提案書類と整合が図れていること。

3.2.5 優先交渉者の選定

選定委員会は、総合評価点が最も高い応募者の提案を最優先提案とし、優先交渉者に選定する。

なお、総合評価点が最も高いものが2者以上あるときは、技術評価点が最も高かったものを最優先提案として選定する。さらに、技術評価点も同点の場合は、選定委員会委員による投票を行い、最多得票者を最優先提案として選定する。

(1) プレゼンテーション

提案内容の正確な把握及び疑問点の確認のため、参加者によるプレゼンテーションを実施する。

(2) 提案内容の審査

選定委員会は、提案書に記載された提案内容について審査を行う。また、提案内容の審

査は応募者によるプレゼンテーションを含めて評価する。

(3) 総合評価点の算出

技術提案内容を得点化した「技術評価点」と提案価格を得点化した「価格評価点」を合計し、「総合評価点」を算出する。

3.2.6 事業者の選定

市は、選定委員会の審査結果を基に事業者（優先交渉者）を選定する。

交渉の結果、その他の理由等により、優先交渉者と事業契約を締結することができない事由が生じた場合は、次点交渉者（優先交渉者の次点となる応募者）と事業契約の締結に向けた交渉を行うものとする。なお、次点交渉者以降の交渉順は、選定結果の上位順に行うものとする。

4. 総合評価点の内容

4.1 評価点

評価点の算出方法は、次の合計点数とする。

$$\begin{array}{rcccl} \text{技術審査点数} & + & \text{価格審査点数} & = & \text{合計点数} \\ (400 \text{ 点満点}) & & (100 \text{ 点満点}) & & (500 \text{ 点満点}) \end{array}$$

4.2 技術提案内容の審査項目及び配点

技術評価点の算出について、技術提案内容の審査項目及び配点は、表 4.2.1、表 4.2.2、のとおりとする。

表 4.2.1 技術提案内容の審査項目と配点（１／２）

評価項目（大項目／中項目／小項目）		評価の視点	配点	
			中項目	小項目
1. 全体に関する事項（150）				
1. 1. 実施計画に関する事項	1）基本方針及び基本計画	1. 事業内容（事業のポイント）及び共通事項を良く理解したものとなっているか。 2. 水理計算書・水収支計算書は十分な余裕や工夫はあるか。 3. 浄水処理フローは整合性があり、点検・補修に配慮した水槽や配管等施設の多系統化について具体的な提案はあるか。 4. 水質管理フローは、適切な水処理が可能であり、かつ既設と同等以上の監視・制御が可能となっているか。 5. 将来の施設更新等に配慮した配置平面図、水位高低図となっているか。 6. その他、評価できる提案はあるか。	85	40
	2）業務実施体制	1. 事業者の各構成員の各工種等における役割分担は明確か。 2. 実施体制、配置人員、市との連絡体制は十分か。 3. 長期にわたる事業を実施する体制は十分か。 4. その他、評価できる提案はあるか。		35
	3）有資格者の配置（設計）	国内における平成21年4月1日以降の設計実績 ・日量1万 ^m 以上（公称能力）の浄水能力を有する浄水場（上水道）に係る新設、増設又は更新（改良）工事の設計業務において、管理技術者が従事した実績を3件以上有する場合は、配点×1とする。 ・日量1万 ^m 以上（公称能力）の浄水能力を有する浄水場（上水道）に係る新設、増設又は更新（改良）工事の設計業務において、管理技術者が従事した実績を2件有する場合は、配点×0.7とする。 ・日量1万 ^m 以上（公称能力）の浄水能力を有する浄水場（上水道）に係る新設、増設又は更新（改良）工事の設計業務において、管理技術者が従事した実績を1件有する場合は、配点×0.3とする。		5
	4）有資格者の配置（施工）	国内における平成21年4月1日以降の施工実績 ・浄水場（上水道）に係る新設、増設又は更新（改良）工事において、主任技術者又は監理技術者が従事した実績を3件以上有する場合は、配点×1とする。 ・浄水場（上水道）に係る新設、増設又は更新（改良）工事において、主任技術者又は監理技術者が従事した実績を2件有する場合は、配点×0.7とする。 ・浄水場（上水道）に係る新設、増設又は更新（改良）工事において、主任技術者又は監理技術者が従事した実績を1件有する場合は、配点×0.3とする。		5
1. 2. 環境負荷低減対策		1. 設計、工事及び維持管理における環境配慮方針は具体的な効果が示されているか。 2. 上記環境配慮方針における、環境負荷計算は妥当であるか。 3. 省電力、撤去物の有効利用に配慮されているか。 4. その他、評価できる提案はあるか。	15	15
1. 3. 維持管理計画	1）保守点検計画	1. 日常点検、月次点検及び年次点検の内容並びに定期修理における周期の根拠や内容は明確か。 2. 上記点検内容は、故障発生の兆候をつかむことを意識する等、維持管理の容易性について配慮されているか。 3. 施設台帳について、汎用性のあるソフトによる構築を提案しているか。 4. その他、評価できる提案はあるか。	50	15
	2）教育・訓練	1. 運転管理マニュアルの作成の取組方針は具体的かつ効果的なマニュアル作成が期待できるか。 2. 施設引渡し前後に、市職員及び運転管理受託業者が習熟するための教育訓練の内容と期間は十分か。 3. その他、評価できる提案はあるか。		10
	3）コスト縮減方策	1. 維持管理におけるコスト縮減方策は具体的であり、かつ性能確保と両立しているか。 2. その他、評価できる提案はあるか。		15
	4）設計条件を逸脱した異常時の対応	1. 設計条件を逸脱した異常時（高濁度、原水水質の高pH・鉄及びマンガン、停電時の発電機故障等）の対応は、具体的であり効果が期待できるか。 2. 上記の対応が、運転マニュアルや自動運転に反映されているか。 3. その他、評価できる提案はあるか。		10
2. 設計に関する事項（100）				
2. 1. 調査計画		1. 今回必要な各調査についての調査計画及び調査内容の根拠は明確か。 2. より確実で安全な施工を目指した調査を提案しているか。 3. その他、評価できる提案はあるか。	100	20
2. 2. 浄水施設設計に関する事項（土木、建築、電気、機械及び配管の既設撤去・新設設計）		1. 各施設の整備内容（規模・能力、信頼性）は適切か。 2. 原水水質・水量変動に対して確実な対応が可能な施設となっているか。 3. 運転管理及び維持管理に配慮されているか。 4. 薬品注入方法は確実か。 5. その他、評価できる提案はあるか。		40
2. 3. 配置計画		1. 新設・切替・撤去時の施設の安定した運用性が確保できるか。 2. 周囲の住環境に配慮した配置計画となっているか。 3. 維持管理動線を確保した施設配置となっているか。 4. その他、評価できる提案はあるか。		30
2. 4. 配水施設設計に関する事項（土木の既設撤去・改修設計）		1. 配水池の整備内容（規模、信頼性）は適切か。 2. コンクリートのひび割れ防止性能・耐震性能を確保するための具体的な提案があるか。 3. その他、評価できる提案はあるか。		10

表 4.2.2 技術提案内容の審査項目と配点（2／2）

評価項目（大項目／中項目／小項目）		評価の視点	配点	
			中項目	小項目
3. 施工に関する事項（100）				
3. 1. 施工の安全性及び水処理の安定性確保に関する事項	1）施工中の事故防止	1. 想定される事故に対する安全対策は具体的で実現可能か。 2. 事故を未然に防ぐための安全管理体制は具体的で実現可能か。 3. その他、評価できる提案はあるか。	100	20
	2）水処理の安定性を確保した既設・新設の切替や撤去	1. 施設切替時等、工事期間中における浄水量及び浄水水質は確実に確保されているか。 2. 工事期間中において、水処理の安定性を阻害する要因について、想定できているか。（自然災害、機器の事故、水質事故、人身事故等） 3. 2への対策は具体的かつ効果的か。 4. 工事期間中の川東浄水場・母智丘配水池の運転・維持管理業務に配慮されているか。 5. 複数工事同時発生時期における工事間の調整方法は適切か。 6. その他、評価できる提案はあるか。		25
3. 2. 全体工程の管理に関する事項（確実に工期内に完成させるための工程管理）		1. 工程表において、準備期間、現場着手から供用開始までの各工種が期間内に網羅されているか。 2. 工程管理方法は確実か。 3. 施工品質確保に配慮した工程管理になっているか。 4. その他、評価できる提案はあるか。		25
3. 3. 周辺住民への配慮に関する事項（騒音、振動、車両等に対する周辺住民への配慮）		1. 工事期間中において、川東浄水場・母智丘配水池周辺の住環境へ影響を与える要因について、本工事の内容を踏まえて想定できているか。 2. 上記への対策は具体的かつ効果的か。 3. 近隣住民に対する理解と協力を得るための具体案はあるか。 4. その他、評価できる提案はあるか。		20
3. 4. 場内整備		1. 工事期間中の駐車場スペース及び緊急車両通行スペースを確保できているか。 2. その他、評価できる提案はあるか。		10
4. 地域経済・社会への貢献に関する事項（50）				
4. 1. 地域経済への貢献に関する事項		1. 地場企業の活用に関する方策は具体的かつ効果的か。 2. 地場産品の活用に関する方策は具体的かつ効果的か。 3. その他、評価できる提案はあるか。	50	40
4. 2. 地域社会への貢献に関する事項		1. 浄水場・配水池周辺・都城区域を対象とした地域社会への貢献方策は具体的かつ効果的か。 2. その他、評価できる提案はあるか。		10
計				
400				

4.3 技術提案内容の審査項目の得点化方法と技術審査点

技術提案内容の審査においては、表 4.2.1、表 4.2.2「技術提案内容の審査項目と配点」に示す評価基準（審査の過程で項目をさらに分割して評価する場合もある。）ごとに審査を行い、表 4.3.1「技術提案内容の審査項目の得点化方法」に示す4段階評価による得点化方法により得点を付与する。ただし、1項目でもD評価となった場合は、要求水準事項を満たしていないと判断し、優先交渉者として選定しないものとする。

表 4.3.1 技術提案内容の審査項目の得点化方法

評価	判 断 基 準	得点化方法
A	特に優れた提案である。	配点×1.0
B	優れた提案である。	配点×0.7
C	優れた提案が少ない。	配点×0.3
D	優れた提案がない。	配点×0.0

技術審査点の算出方法は以下のとおりとする。

- ① 小項目毎（小項目がないものは中項目）に委員全員の審査点数を平均し、小数点以下第3位以下を切り捨てて小数点以下第2位まで求めたものを当該小項目（または、中項目）の得点とする。
- ② 全ての小項目（小項目がないものは中項目）の得点を合計したものを技術審査点とする。

<算出例>

小 項 目	配点	委員	評価	審査点数	得点
3. 1. 1)	20	①	A	20	15.66
		②	B	14	
		③	C	6	
		④	A	20	
		⑤	A	20	
		⑥	B	14	

なお、技術審査点には下限値を設けるものとし、技術審査点合計 400 点満点に対し 240 点（6 割）を下回る場合には、優先交渉者として選定しないものとする。

4.4 提案価格の得点化方法

価格審査の配点は、100 点とする。提案価格については、以下の算定方法で価格審査点を算出する。

価格審査点＝配点（100 点）×（最低提案価格／当該提案価格）

※小数点第 3 位以下は切り捨てる。

<算出例>

項 目	A 社	B 社
提案価格	54 億円	50 億円
価格評価点	$100 \text{ 点} \times 50 \text{ 億円} / 54 \text{ 億円} = 92.59 \text{ 点}$	$100 \text{ 点} \times 50 \text{ 億円} / 50 \text{ 億円} = 100 \text{ 点}$